

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより委託業務の受託事業者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和3年3月26日

奈良県知事 荒井正吾

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和3年度 奈良県医療費増加要因分析業務

(2) 委託業務の内容等

第3期奈良県医療費適正化計画（以下「3期計画」という。）に掲げる医療費目標を達成するための効果的・効率的な医療費適正化の取組の検討・立案に資するため、奈良県の医療費の3期計画期間前からの増加要因について、需給双方の観点から分析を実施する。

詳細は、「令和3年度 奈良県医療費増加要因分析業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約日から令和4年3月4日（金）まで

(4) 委託上限金額

4,900,000円

（消費税及び地方消費税を含むこととし、消費税及び地方消費税率は10%とする。）

2 参加資格

単体事業者にあつては、次に掲げる要件のうち（1）～（9）の全てを満たすこと、複数の事業者で構成される共同事業体にあつては、次に掲げる要件の（10）を満たすことを必要とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

(4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(6) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

①役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記⑦において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
 - ⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。
- (8) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から医療に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 医学的な見地から分析する必要があるため、医療経済学、臨床疫学、公衆衛生学、統計学、情報学の系統的な知識を有する医師が在籍すること。
- (10) 共同事業体にあつては、次の要件ア～オの全てを満たすこと。
- ア 共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）の全てが、上記（1）～（8）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体のいずれかの構成員において、上記（9）の要件を満たすこと。
 - ウ 本プロポーザル手続及び本契約（契約に至った場合）に係る一切について、奈良県との連絡窓口を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
 - エ 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。
 - オ 構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに応募していないこと。

3 受託事業者の選定方法

奈良県は、上記1（1）に記載する業務の受託事業者を選定するに当たり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した者を受託予定者として選定する。

なお、審査に当たっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査委員会を設置し、当該委員会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定する。

4 公募型プロポーザル説明書等の交付

(1) 交付資料

以下の資料を(3)に示す方法で配布する。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務委託仕様書
- ・各種提出様式及び質問票

(2) 交付期間

令和3年3月26日(金)午前9時～令和3年4月16日(金)午後5時
(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 交付方法

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、対面による交付は行わない。
- ・奈良県ホームページ内の医療保険課のコーナーにデータを掲載するため、ダウンロードにより取得すること。

＜掲載場所＞ 奈良県ホームページのトップページ

→右上「メニュー」アイコン

→右上「組織から探す」→県の組織

→本庁→医療保険課→新着情報

- ・ダウンロード後、上記(2)の期間内に(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)、必ず以下連絡先へ電話連絡すること。

＜連絡先＞ 奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局

医療保険課 医療費適正化推進係

TEL：0742-27-8547(直通)

5 書類提出期限

(1) 参加申込書 令和3年4月 2日(金)午後5時まで(必着)

(2) 質問票 令和3年4月 2日(金)午後5時まで

(3) 企画提案書 令和3年4月16日(金)午後5時まで(必着)

6 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、奈良県は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記（7）において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、奈良県との契約者について、上記6（契約の不締結）のいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、奈良県は契約を解除することができる。この場合、当該契約者は奈良県に対して損害賠償金を納付しなければならない。

8 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

詳細は、「奈良県医療費増加要因分析業務委託公募型プロポーザル説明書」等による。

10 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟3階
奈良県 福祉医療部医療・介護保険局 医療保険課 医療費適正化推進係
（電話） 0742-27-8547
（FAX） 0742-27-0445

※質問票の送付等、FAXにより連絡を行う場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。